

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 307,400	円 333,900	円 418,900	円 556,900	円 752,800	円 975,800	1 付加利用料金  入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額  2 電気料及び暖房料  （1）電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		休日	1階のみ使用	252,200	273,800	343,400	456,600	617,200	800,200	
		その他の日	1階及び2階を使用	255,600	278,300	358,900	463,200	637,100	822,000	
			1階のみ使用	209,700	228,300	294,400	380,000	522,700	674,400	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	87,400	95,500	119,300	159,300	214,900	278,600		
		その他の日	72,900	79,600	99,400	132,500	179,100	231,900		
附属展示場		土曜日及び休日		57,500	64,200	79,800	107,300	144,000	187,100	
		その他の日		48,300	53,600	66,800	88,900	120,400	155,700	
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		26,150	28,100	35,350	47,000	63,450	82,350	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		21,550	23,550	29,400	39,200	52,950	68,600	
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		11,850	12,950	16,170	21,560	29,120	37,730	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		10,070	10,810	13,670	17,990	24,500	31,630	

									、1kwh までごとに 60円 (2) 暖房料 暖房を使用する期間 においては、実費を基準として知事が定める額
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

- 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあつては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 連続する3日以上期間、アリーナを使用する場合（備考7の場合に該当する場合を除く。）にあつては、3日目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
- 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
  - 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであつて、営利を目的としないものであること。
  - 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- この表により算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）

区分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 1,170	円 1,300	円 1,700	円 2,220	円 3,000	円 3,910	電気料 エアコンディショナーを使用する場合（主催者事務室、第1主催者控室、第
第1主催者控室	1,170	1,300	1,700	2,220	3,000	3,910	
第2主催者控室	1,170	1,300	1,700	2,220	3,000	3,910	
第3主催者控室	3,650	3,920	4,970	6,680	8,900	11,660	
第4主催者控室	400	500	660	780	1,160	1,440	

第1ロッカー室	1,170	1,300	1,570	2,080	2,870	3,660	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,170	1,300	1,570	2,080	2,870	3,660	
第1シャワー室	500	500	660	890	1,160	1,550	
第2シャワー室	500	500	660	890	1,160	1,550	
特別室	1時間までごとに2,600円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合には主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合には普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 7,980	円 8,760	円 10,860	円 14,520	円 19,620	円 25,370	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,840	5,240	6,550	8,760	11,790	15,310	
	C会議室	1,070	1,070	1,450	1,830	2,510	3,270	
会議場	特別会議室	32,850	35,850	44,830	59,760	80,680	104,590	
	第1会議室	6,570	7,170	8,950	11,940	16,120	20,890	
	第2会議室	8,760	9,560	11,950	15,950	21,520	27,900	
	第3会議室	16,450	17,910	22,410	29,880	40,320	52,290	
	第4会議室	32,850	35,850	44,830	59,760	80,680	104,590	
	第5会議室	16,450	17,910	22,410	29,880	40,320	52,290	
	第6会議室	8,760	9,560	11,950	15,950	21,520	27,900	
	第7会議室	9,860	10,760	13,430	17,910	24,200	31,340	
	第8会議室	17,540	19,120	23,900	31,870	43,020	55,780	
	第9会議室	32,850	35,850	44,830	59,760	80,680	104,590	
第10会議室	19,710	21,500	26,890	35,850	48,390	62,740		
特別室	1時間までごとに2,600円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	1 式 円 13,070	
		演台	1 卓 570	花台を含む。
		舞台用幕	1 式 6,540	
	音 響 設 備	放送設備	1 式 4,180	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式 2,360	マイクロホン2本付き
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 1,000	
		ミニディスクプレーヤー	1 台 1,000	
		DVDプレーヤー	1 台 1,000	
		はね返りスピーカー	1 組 720	
		マイクロホン	1 本 570	
		携帯用拡声器	1 式 780	マイクロホン2本付き
	照 明 設 備	フットライト	1 列 720	
		アッパーホリゾントライト	1 列 1,120	
		ロアホリゾントライト	1 列 570	
		ボーダーライト	1 列 890	
		サスペンションライト	1 列 1,120	
		シーリングライト	1 列 1,750	
		シーリングライト (リング上)	1 列 890	
		スタンド式ライト	1 組 300	
	映 像 設 備	ビデオカメラ	1 台 1,860	
		WEBカメラ	1 台 1,860	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台 970	
		スクリーン	1 台 520	
ス ポ ー ツ 用 具	テニス用具	1 式 660	ボール及びラケットを除く。	
	バレーボール用具	1 式 660	ボールを除く。	
	バドミントン用具	1 式 420	シャトルコック及びラケットを除く。	

等	卓球用具	1式	830	ボール及びラケットを除く。	
	電光表示盤	1式	5,850	2面1式	
その他	ピアノ	1台	4,450		
会議場	音響設備	マイクロホン	1本	570	
		無線式音声受信機	1台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,000	
		DVDプレーヤー	1台	1,000	
		携帯用拡声器	1式	780	マイクロホン2本付き
	照明設備	ピンスポットライト	1台	1,540	
	映像設備	液晶プロジェクター1	1台	3,220	スクリーン(200インチ)付き
		液晶プロジェクター2	1台	870	スクリーン(100インチ)付き
		プラズマディスプレイ50型	1台	1,230	
		液晶ディスプレイ65型	1台	1,230	
		ビデオカメラ	1台	1,860	
		WEBカメラ	1台	1,860	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,460	
		スクリーン	1台	520	
	その他	レーザーポケットマーカー	1台	130	
ポータブルステージ		1台	460		
インターネット設備		1式	520		

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日